

4. 世界不況の深刻化と金本位制度の崩壊

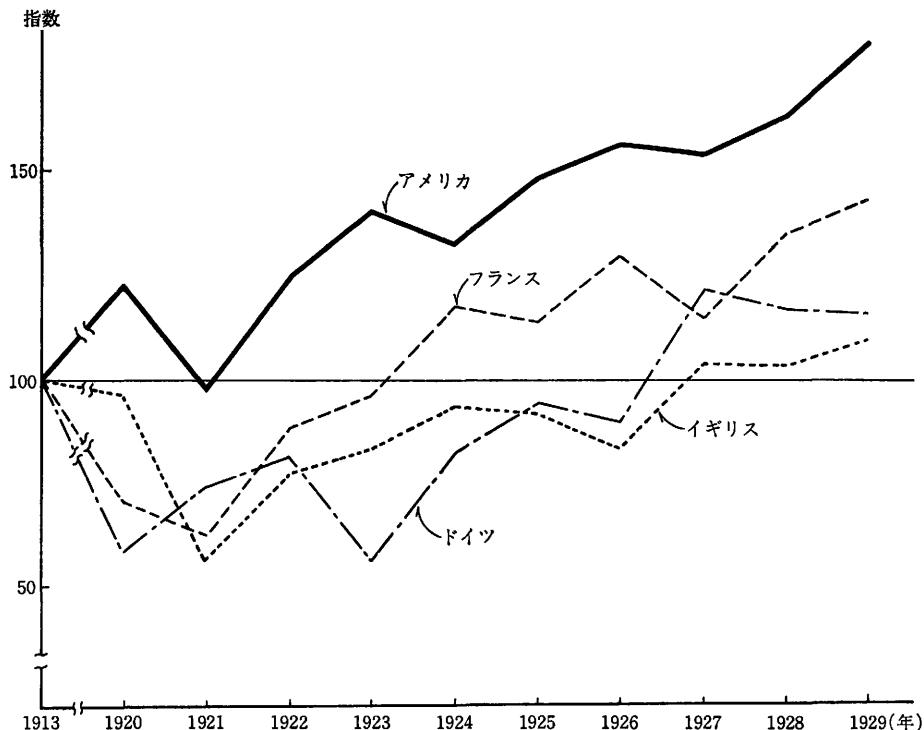
(1) 「再建金本位制」の崩壊

ニューヨーク株式の大暴落

第1次世界大戦後における世界経済は、多くの困難な問題を抱えながら、何とか金本位制度を再建した。当時各国の政策当局には、戦争が終結した以上、経済のシステムが戦前の状態に戻るのは当然であり、それがまた戦後の困難な経済問題を解決することにもつながるという考え方方が強かった。金本位制度の再建もこうした考え方方に裏づけられていたということができる。

しかし第1次世界大戦後の世界経済は、もはや戦前の世界経済ではなかった。そこには構造変化ともいべき重大な変化が生じていた。こうした世界経済の変化のなかで、ここでとくに注目されるのは、ヨーロッパ経済の衰退とアメリカ経済の発展という、いわゆる「不均等発展の問題」である。ヨーロッパ諸国もアメリカも、ともに第1次世界大戦の参戦国であったが、アメリカは戦場から遠く離れて「戦争景気」を享受した（この点はわが国も同様な立場にあった）。これに対し戦場となつたヨーロッパ諸国の戦後経済は極めて不振な状態が続いた。⁽¹⁾これを工業生産の動きからみると、1925年（大正14年）におけるアメリカの工業は戦前水準を5割も上回っていたのに対し、フランスの場合は14%上回っていたにすぎないし、イギリスやドイツの工業生産は1926年（昭和元年）まで、戦前水準を回復することができなかつた（図4-1）。この間ヨーロッパ諸国は多くは財政赤字や対外債務の累積に悩まされてゐたし、とくに敗戦国のドイツは、一方で膨大な賠償債務を抱えながら、他方では破局的なインフレーションに見舞われるという状況にあつた。もっとも1920年代後半、つまり大正年代末以降、世界経済は「相対的安定期」に入る。既述のように、イギリスは1925年に金本位制度に復帰したが、それはいわば世界経済の安定化を象徴的に示すでき事であったということができるよう。

図4-1 第1次世界大戦後における主要国の工業生産指数



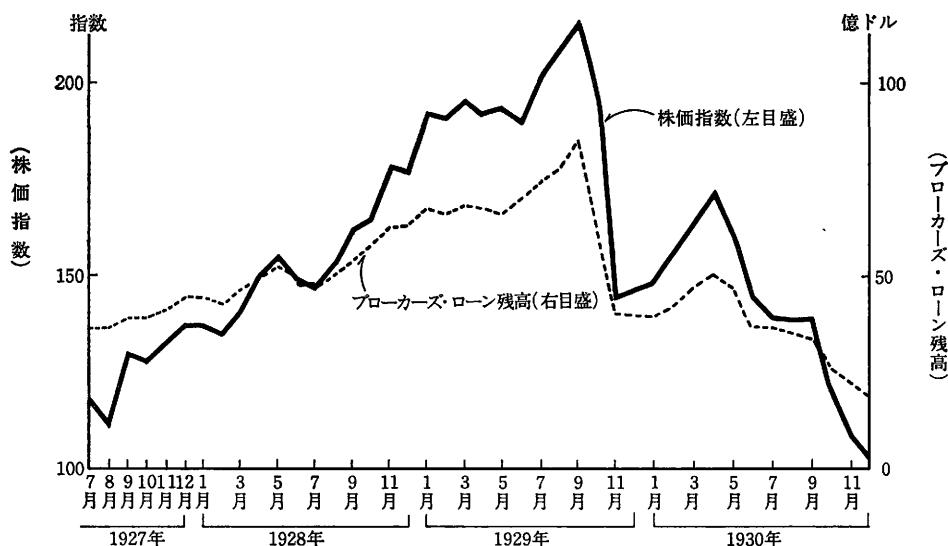
(注) 原本は1925～1929年=100であるが、これを1913年=100に引き直した。

(出所) United Nations, *Growth and Stagnation in the European Economy* (Geneva, 1954), pp.304-305.

こうして1920年代後半は、世界経済にとって安定と繁栄の時代になった。とくにアメリカは第1次世界大戦によって債務国から一躍債権国となっただけでなく、その強大な工業力によってめざましい発展をとげ、いまや世界経済のなかで「圧倒的優位を確立する」ことになった。⁽²⁾ そうしたアメリカ経済繁栄のなかで土地や株式をめぐる投機が生じていた。モータリゼーションの急速な進行と住宅建築の活況が1920年代のアメリカ経済の華々しい拡大を支える上で大きな役割を果たしていたが、住宅建築が1927年以降急激な下降傾向をたどるようになり、また自動車の売上げも一時停とんしたため、1927年にはアメリカの景気は停滞した。しかしその後自動車の売上げは急速に回復してアメリカ経済は再びブームを迎え、翌1928年3月以降株価は高騰を示すようになった（図4-2）。こうした状況のなかで証券業者向けの銀行貸出、つまりブローカーズ・ローンは急増した。ニ

ニューヨーク市場におけるブローカーズ・ローン残高は1920年代前半では20億ドル以下であったが、1928年5月末には50億ドルを超え、さらに同年末には65億ドルに近づいた。もちろん連邦準備当局は、こうした市場の投機的な動きを懸念し、1928年中、3度にわたり公定歩合を引き上げた（年3.5%→5.0%）が、株価上昇の勢いを阻止することはできなかった。

図4-2 工業株価とブローカーズ・ローン(ニューヨーク市場)



(注) 株価指数は工業株の月中平均、ブローカーズ・ローン残高は月末計数。

(出所) Federal Reserve Board, *Federal Reserve Bulletin*, Sep. 1927-Mar. 1931.

1929年2月7日に連邦準備当局は、ニューヨーク株式市場の投機的な動きに対して、穏やかではあるが、異例の警告を発した。またちょうど同じ2月7日にイングランド銀行はニューヨークへの資金流出を阻止しようとして公定歩合を引き上げた（年4.5%→5.5%）。これら一連の動きは、当時株価に天井觀が出ていたこともあって市場人気に強い衝撃を与え、株価を急落させることになった。⁽³⁾その後3月初め、フーバー（H. C. Hoover）大統領就任によって市場の人気は一時盛り返したが、月末には再び反落した。この間連邦準備当局は引き続き投機的な動きに対する警戒感が強く、5月には公定歩合引上げへの動きもあったが、他方そうした政策当局の姿勢に対し反対の声もかなり強く、公定歩合の引上げは結局行われなかった。ところが7月に入り再び株式市場は活況を呈し、ブローカー

ズ・ローンも急増した。このような情勢に対処し8月8日にニューヨーク連邦準備銀行はついに公定歩合を引き上げた（年5.0%→6.0%）が、その後も株価の強い騰勢が続いた。

しかしこうした投機的なブームが永続するはずはない。9月3日をピークとして株価は調整過程に入った。そして10月21日（月曜）、週明けのニューヨーク株式市場はついに売りの大波を浴びるに至り、24日（木曜）午前、膨大な売り圧力の前にパニック状態に陥った。いわゆる「暗黒の木曜日」(black Thursday)の出現である。この株式大暴落をもたらした原因についてはいろいろなことがいわれている。例えば経済実体面ではすでに生産指数が6月をピークに低下し始めていたが、これは基本的な需給関係がすでにバランスを失っていたことの表われであると指摘されている。⁽⁵⁾また9月にイギリスのハトリー(Hatry)財閥の破綻と⁽⁶⁾不正暴露が伝えられたこと、10月にはボストンの電灯会社の株式分割申請に対し監督官庁が収益に比しその株価が過高であると指摘して不許可にしたこと、あるいはバブソン(R. W. Babson)という人物が「遅かれ早かれ崩壊が起るだろう」⁽⁷⁾という予想を発表したことなどが、株価低落の契機になったともいわれている。しかし、これらの指摘された諸事実のほか、これまでの株式取引における異常なブーム自体の不可避的な反動という面も大きかった。株式市場に異常なブームが生じ、株価が急騰していただけに、株価の先行きに対する警戒感が高まり、市場心理が神経質になっていたとしても、それは当然であり、そこでは何らかの契機によってブームの反動が生じる危険がひそんでいたといえる。

このニューヨーク株式の大暴落は、その後世界恐慌へと発展するが、当時それを予想していた人はほとんどいなかった。本行ニューヨーク代理店監督役からの経済報告でも、この株式大暴落について、それは前年来の過度の株式投機の反動にすぎず、経済界一般には差し当たり格別の問題は見当たらないとの楽観的な見方⁽⁸⁾方が報告されている。

ヨーロッパにおける金融恐慌

ニューヨーク株式の大暴落を契機として、当時の一般的な予想とは正反対に、

アメリカ経済は深刻な不況に落ち込んだ。1930年の国民総生産は実質で前年比マイナス8.9%（名目ではマイナス12.8%）、鉱工業生産は前年比マイナス19.3%とそれぞれ大幅に減少し、失業率は急上昇した。そしてこのようなアメリカの不況は、輸入の減少を通じてヨーロッパ諸国をはじめ世界各国に直接影響を及ぼした。とくにアメリカへの輸出に大きく依存していた第1次產品諸国に与えた打撃は深刻で、その影響は当時の多角的な国際貿易関係を通じてヨーロッパ諸国にさらにはね返り、アメリカの恐慌は急速に世界の恐慌へと広まっていった。1930年のヨーロッパ経済は、各国別にはもちろん差があるとはいえ、軒並み生産の不振（前年比10%前後減少した国が多い）、失業の増大、物価の下落を生じた。一方アメリカからの資本の対外流出は、株式の大暴落とその後の国内金利の低下を背景に1930年前半にはいったん顕著な回復を示したもの、同年後半以降各国経済の不安定化を反映して急速に減少傾向をたどった。

1931年に入り各国の不況は一段と深まりつつあったが、このような情勢のなかで同年5月にオーストリアの大銀行クレジット・アンシュタルト（Oesterreichische Credit-Anstalt für Handel und Gewerbe）が破綻するという事件が発生した。この事件はニューヨーク株式の暴落を契機に始まった世界恐慌が、ついに国際的な信用不安へと発展するきっかけとなった。すなわちクレジット・アンシュタルトの破綻はたちまちバルカン諸国からドイツへ、さらに全ヨーロッパの信用不安へとその輪を広げていった。既述のように当時のドイツは、第1次世界大戦において敗戦国となった結果、重い賠償金の負担に悩まされており、同国の対外バランスは、アメリカを中心とする諸外国からの巨額の短期資金受入れによって維持されていたが、このクレジット・アンシュタルト事件の発生によってそうした短期資金が引き揚げられたため、ドイツは窮地に陥った。こうした事態に対しドイツの中央銀行であるライヒスバンクは、6月13日に公定歩合を一挙に2%引き上げた（年5.0%→7.0%）が、短期資金の流出を阻止することはできず、同行はその後の1週間で3億5000万マルク以上の金・外貨を失い、5月末に約60%であった兌換準備率は6月下旬には40%に落ち込んだ。⁽⁹⁾

こうした情勢に対しアメリカはイギリスとの対策につき協議を重ねていた

が、この際ドイツの破局を回避し、ひいては世界経済の混乱を防止するための措置が必要という観点から、6月20日フーバー大統領が、各国に対し戦債・賠償の取立てを1年間猶予しようという、いわゆる「フーバー・モラトリアム」を提案した。ヨーロッパ諸国はおおむねこの提案を歓迎し、わが国もこれに同意したが、フランスはこの提案の精神には賛成であるとしながらも、アメリカ提案のままではフランスの負担があまりにも大きいとして重大な留保条件をつけた。このためアメリカ・フランス両国間で協議が行われ、交渉は一時かなり難航したものの、結局7月に入って両国の妥協が成立し、フーバー・モラトリアムは1931年7月1日から1年間実施されることになった。⁽¹⁰⁾

ところがちょうどそのころドイツでは、かねて経営難が伝えられていた、同国有数の毛織物会社、「北ドイツ毛織物会社」(Norddeutsche Wollkämmerei & Kammgarnspinnerei)の行き詰まりが明らかになり、ドイツ経済界に大きな衝撃を与えた。さらにこの一件は、この会社と密接な関係にあった、ドイツ三大銀行の一つ、ダナート銀行(Darmstädter und Nationalbank 通称 Danat Bank)の経営危機に発展し、7月13日に同行はついに休業を発表し、ここにドイツの金融恐慌が始まった。すなわちドイツ政府はダナート銀行休業の影響が大きいと考え、大統領令を公布して同行の預金その他の債務に対し保証するなど、その影響の波及を防止しようとしたが、大衆の不安は高まる一方であったため、ついに14、15日の両日、全国の金融機関に休業を命じた。⁽¹¹⁾

その後ドイツの金融界は何か平静を取り戻すことができたが、このドイツ金融界の混乱は国際金融界に衝撃を与えた。事実7月13日以降、ロンドンからの資金引揚げが目立つようになった。当時イギリスは国際収支の逆調と財政赤字に悩まされていたが、以上のような国際金融情勢のなかで、英ポンドに対する信認が動搖し始めたのである。このためイングランド銀行は7月23日、30日と相次いで公定歩合を引き上げる(年2.5%→4.5%)とともに、ニューヨーク連邦準備銀行およびフランス銀行との間にそれぞれ2500万ポンド計5000万ポンドの信用枠を設定した(8月1日発表)。しかしこうしたポンド防衛策にもかかわらず、その後イギリスからの資金流出はますます激しくなった。⁽¹²⁾こうした事態はその後も

改善されることなく、9月20日夜、イギリス政府はついに金本位制度の停止を発表するとともに、イングランド銀行は21日、公定歩合を4.5%から一挙に6.0%に引き上げた。

このイギリスの金本位制停止の影響はまさに決定的であった。以後多くの国が金本位制度を離脱した。9月中だけでもデンマーク・スウェーデン・ノルウェー・エジプトが金本位制度を停止している。こうして1920年代を通じて、各国が嘗々として築き上げた「再建金本位制」はもろくも崩れたのである。それは国際通貨体制を大きく変質させるものであった。

世界恐慌とわが国の金輸出再禁止論議

わが国が金解禁を実施した昭和5年（1930年）の前年、つまり昭和4年に早くもアルゼンチン・ブラジル・オーストラリアなどが金本位制度を停止し、さらに同年10月にはニューヨーク株式が大暴落した。後から振り返ってみれば、これらは世界経済が大きく動搖する前兆であったが、当時そうした見方は内外を通じてほとんどなかった。しかし昭和5年に入って金解禁を実施し、わが国の不況が深刻化すると、各方面から政府の緊縮政策の転換を求める声が出るようになっただけでなく、ジャーナリズムの間から、金輸出再禁止論が出るようになった。すなわち東洋経済新報社出身の経済評論家、高橋亀吉は、『中央公論』（昭和5年7月）に金解禁問題に関する論文を発表し、そのなかで政府の施策を激しく攻撃し、結論として次のように述べた。⁽¹³⁾

已に多大の犠牲をかけて一度び旧平価解禁を断行したのであるから、此上我が経済力に甚大の犠牲を課すことなくして、成功的に金本位を維持し得る見込があれば、之を極力維持することに賛成だ。しかし、金本位の維持がすべての目的ではない。日本経済の建て直しの一有力手段として金本位の維持を必要とするに過ぎないのである。然るに、その金本位を維持するがためには、以上に詳述するが如く非常な無理を押し通さねばならず、従つて、此上更に多大の我が経済力を犠牲にせねばならない。果して右の私見が事実ならば、宜敷、再び金の輸出禁止を断行して、貿易バランスの採れる所にまで為替を下落せしめ、その点で改めて、新平価金解禁（旧平価解禁でなく）

を断行することが、日本のためにヨリ有利に、その経済を建て直す所以であると思ふ。

もっとも、この論説は金解禁反対論ではなく、新平価解禁の主張である。既述のように高橋亀吉は石橋湛山などとともに数年前より新平価解禁論を唱え、前年秋にも旧平価解禁が経済に及ぼすであろう厳しい影響について警告する論文を発表していたが、解禁後における経済情勢の推移にかんがみ、改めて新平価解禁論の立場から、旧平価解禁という、いわばボタンのかけ違いを直すために、一時金輸出禁止措置を探れと主張したものであった。同じころ、石橋湛山もまた金輸出再禁止を主張している。⁽¹⁵⁾これらの中には、従来から政府の金解禁政策を強く支持していた『東京朝日新聞』は昭和5年9月13日付の社説で、金輸出再禁止論が「どれ程我国の対外信用を傷つけるか分らない」とし、「その無責任なる主張が、既に落着かけてゐる我国の正貨流出を、再び逆転せしむるものであることを思はないであらうか」とこれを非難した。⁽¹⁶⁾政府の金解禁政策を支持し、当時の資金流出、不況現象についても、ここが我慢のしどころと考える立場に立てば、『東京朝日新聞』の非難は当然のことであったが、他方高橋は当時の世界不況をかなり深刻にみており、そうした国際環境のなかで旧平価を維持することは、わが国経済に過大な犠牲を強いるものだと考えていたのである。⁽¹⁷⁾両者の差は当時の状況および将来への展望に関する認識の違いによるものであったということができる。いずれにせよ、金解禁実施後、わずか半年にして、金輸出再禁止・平価切下げ論が出たことは注目されよう。

このような状況のなかで10月15日、日本商工会議所は、金輸出再禁止や平価切下げの主張に反対する旨の声明を発表した。当時の不況の原因は、世界的な不景気によるものであり、それを金解禁に求めるのは誤りであるというのがこの声明の主張であった。⁽¹⁸⁾確かに当時のわが国の不況は世界不況からの影響による面が大きかった。しかし不況の原因が何であれ、当時不況が深刻化しつつあったことは否定できないところであり、問題は不況の程度が忍耐すべき限度を越えているか否か、あるいは金解禁を維持しながら有効な不況対策を探りうるか否かという点にあったといえよう。当時政府も不況対策の必要を認め、それを主として金融面

からの対策に求めた。しかしそれらは結局、既述のように異常な金融緩慢化、遊資の増大、金利低下をもたらし、対外資金流出を刺激する要因の一つになったことを考えると、金融面からの不況対策と金解禁の維持との間に二律背反的性格があつたこともまた事実であった。

また当時の不況の原因が世界的な不況にあるとしても、その世界的な不況について、どのような見通しを持つかということも、政策の選択に当たって重要な点であった。当時の不況については、ソ連の経済学者バルガ (E. C. Bapra) が『世界経済年報（1930年版）』の中で、1930年の経済恐慌はそれまでの恐慌と多くの点で異なっており「資本主義的世界経済の大部分にとつては、上昇資本主義の特徴だつた恐慌・不景気・上昇・高景気・恐慌といふ交替はもはやあてはまらなくなつてしまひ、慢性的不景気がヨリ急性な恐慌局面と交替するやうになつてゐる」と論じ、学者やジャーナリストの間ではかなり注目されていた。⁽¹⁹⁾ またドイツ・ボン大学のシュンペーター (J. A. Schumpeter) 教授は、翌6年1月に来日し、工業俱楽部、東京帝国大学、東京商科大学で講演したが、これらの講演のなかで同教授は、1930年（昭和5年）の不況がコンドラチエフ、ジュグラー、キチンの三つの景気波動の下降局面の重なりによって生じていることを指摘した。⁽²⁰⁾ これは当時の不況がかなり深刻な性格を持つものであることを意味するものとして注目されるが、当時としては外国の一学者の講演であり、一つの話題を提供したにとどまったくも当然かもしれない。

いずれにせよ昭和6年前半までは、金輸出再禁止論が唱えられたにしても、それは一部で主張されたにとどまり、必ずしも広範なものではなかった。しかし9月になって満州事変が勃発し、イギリスが金本位制度を停止すると、後述のようにドル買いの動きが急速に高まり、そうした状況を背景に、金輸出再禁止論もまた勢いを得たのである。

- (1) 安藤良雄「両大戦間の日本資本主義——その歴史的概観——」（安藤良雄編『両大戦間の日本資本主義』東京大学出版会、昭和54年、所収）4～6ページ。
- (2) 同上、5ページ。
- (3) 日本銀行営業局『紐育代理店監督役経済報告』昭和4年3月10日付、4～7ページ、12

ページ。

- (4) 上掲書、昭和4年6月1日付、4~5ページ。
- (5) 例えば入江節次郎・高橋哲雄『講座西洋経済史IV大恐慌前後』同文館出版、昭和55年、78ページ、87ページ。
- (6) 日本銀行調査局「1929年のニューヨーク株式暴落と今日への教訓」(日本銀行『調査月報』昭和37年7月号) 55ページ。
- (7) J・K・ガルブレイス著、小原敬士訳『大恐慌』徳間書店、昭和46年、36ページ。
- (8) 前掲『紐育代理店監督役経済報告』昭和4年11月4日付、14~15ページ。
- (9) 日本銀行調査局『一九三一年独逸金融恐慌の経緯』昭和7年、46~47ページ。
- (10) 同上、51ページ、64~73ページ。
- (11) 同上、88ページ、93~98ページ。
- (12) この原因についてはいろいろな見方がある。例えば本行ロンドン代理店監督役の報告は、この信用枠の設定がイギリスの窮迫振りを今更ながらに示し、とくにフランスから信用枠を得たことがフランスからの政治上・経済上の圧迫を懸念させたと述べている(日本銀行営業局『倫敦代理店監督役経済報告』昭和6年8月25日付、3ページ)。一方、R. S. Sayers, *The Bank of England 1891-1944*, vol. 2 (Cambridge, 1976)によれば、この信用枠設定のニュースが、イングランド銀行の保証発行限度の増枠、イギリスの財政赤字を誇張していたメイ報告(May Report)のニュースと同時に伝えられたことが不幸であったとしている(西川元彦監訳『イングランド銀行——1891-1944——』下、東洋経済新報社、昭和54年、547ページ)。
- (13) 日本銀行「日本銀行調査月報」昭和5年6月(日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第7巻、大蔵省印刷局、昭和38年、所収) 481ページ。
- (14) 高橋亀吉「金解禁逆戻りか」(上掲『日本金融史資料』昭和編第23巻、昭和44年、所収) 154ページ。
- (15) 石橋湛山「不景気対策の検討」(『東洋経済新報』第1415号、昭和5年9月6日) 15~36ページ。
- (16) 昭和5年9月13日付『東京朝日新聞』社説「乱暴なる金輸出再禁止説」。
- (17) 高橋亀吉『金輸出再禁止論』先進社、昭和5年、83~86ページ。
- (18) 『東洋経済新報』第1422号(昭和5年10月25日) 54ページ。
- (19) ヴァルガ著、経済批判会訳『世界経済年報(9)——1930 I——』叢文閣、昭和5年、6ページ。
- (20) 昭和6年1月31日付『中外商業新報』。シムベーター「最近の景気学説」(『エコノミスト』第9年第4号、昭和6年2月15日) 33~34ページ。

(2) 金輸出再禁止に至る経過

政治経済情勢

金解禁実施直後の昭和5年（1930年）1月21日、議会が解散され、2月20日に総選挙が行われたが、この選挙で与党の民政党は大勝を収めた。しかしこれによって政治情勢が安定したわけではない。すでに述べたように、当時「1930年ロンドン海軍条約」の調印・批准をめぐって国内に鋭い対立があった。結局政府はこの条約の批准に成功し、対米英協調路線を貫くことができたが、反面これが契機になって青年将校や右翼のテロ行為が目立つようになった。ついに11月に右翼テロは浜口首相を襲った。昭和6年に入りて3月には一部の陸軍軍人と右翼によるクーデター未遂事件が発覚した（3月事件）。テロに襲われた浜口首相の病状はその後悪化し、4月に浜口内閣は退陣のやむなきに至った（第2次若槻内閣の発足）。さらに政府は昭和7年度予算編成の前提として行政・財政の整理を行うことにしたが、この整理案をめぐって政府の内外から激しい反対が起り、結局当初案は大幅な後退を余儀なくされた。⁽¹⁾

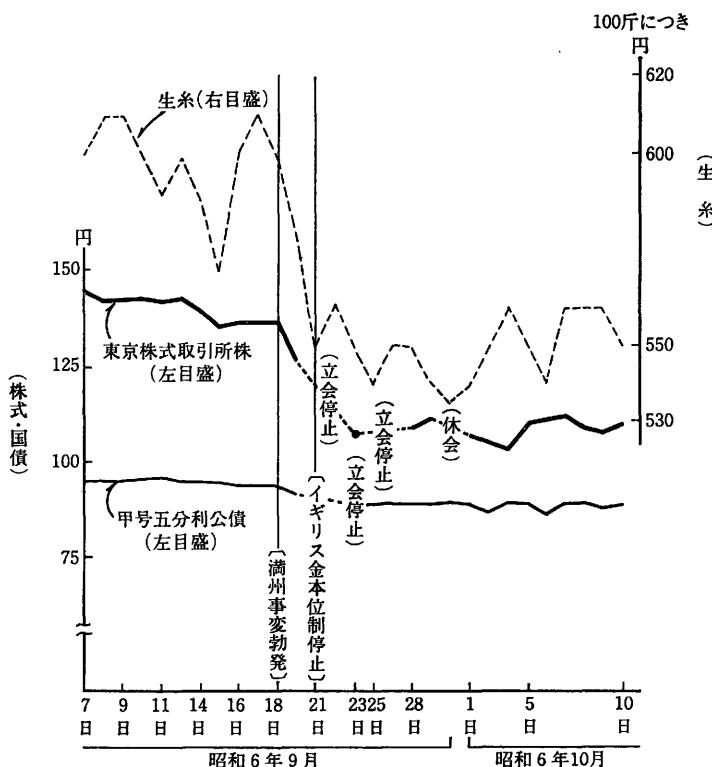
当時の国際情勢もまた極めて不安定であった。1929年のニューヨーク株式の暴落を契機に欧米諸国の経済活動は沈滞し、とくにヨーロッパでは信用不安が渦を巻いていた。他方アジアでは、わが国と中国との対立が深まっていた。とくに昭和6年8月には、中国の日貨排撃運動が激しくなり、さらに揚子江一帯に大水害が発生したため、わが国の対中国輸出の前途が懸念されるに至った。

こうした状況のなかで9月18日夜、中国の奉天（瀋陽）北部の柳条溝（湖）で満鉄の線路が爆破されるという事件が発生した。この爆破は関東軍によって行われたものであったが、関東軍はこれを中国軍の挑戦として、直ちに軍事行動を開始し、満州事変が始まった。当時、政府は事件の真相を知らなかったが、事態を極めて深刻に受けとめ、翌19日午前10時ごろから臨時閣議を開いて事態不拡大方針を決議した。しかし関東軍の姿勢は強硬で、同日夜、満州（中国東北部）全域の治安維持のため軍隊の増援を求めてきた。政府は21日も閣議を開いて協議したが、結局、結論は持ち越された。ところがその日の夜、朝鮮駐屯軍の一箇旅団が

中央からの正式命令がないまま国境を越えて満州に入った。翌22日の閣議では、この独断越境が大問題になったが、結果的には追認されたような形になった。他方この間現地においては、関東軍が満蒙新政権樹立の運動を着々進めていた。⁽³⁾

この満州事変の勃発は経済界にも大きな衝撃を与えた。翌19日の株式市場では、一部の軍需関連株を除き大部分が暴落した（図4-3）。当時わが国の対中国貿易は全体の2割を占め、とくに綿織物について中国は重要な輸出市場であったから、産業界は満州事変の勃発によって中国の排日貨運動が激化することをおそれた。もっともこのことは経済界がすべて対中国政策について中国との妥協を望んだということでは必ずしもなかった。9月20日付の『東京日日新聞』に掲載さ

図4-3 満州事変勃発・イギリス金本位制停止前後の相場



- (注)1. 東京株式取引所株と甲号五分利公債は先限、生糸は現物。
 2. 9月21日、22日は株式、国債とも立会停止、25日、26日は株式のみ立会停止、30日の株式は休会。
 3. 9月は7日・14日・21日・28日が月曜日。10月は5日が月曜日。
 (出所) 日本銀行保有資料。

れた財界有力者の2名（三井物産・安川雄之助、日清紡績・宮島清次郎）の、この事件に関する談話は、いずれも中国に対し強い姿勢を探るべきだとするものであった。しかし当時わが国の経済は深刻な不況に陥っており、そのなかで一部で金輸出再禁止論が主張され、また昭和7年度の予算編成をめぐって、緊縮方針を維持しようとする井上蔵相と、国債を発行して政策転換を図るべきであるとする町田農相らとの対立が伝えられるなど、事態は容易ならざる雲行きになりつつあった。⁽⁴⁾ こうした状況のもとで、わが国が中国と事を構えるということは、経済的観点からみても憂慮すべきものがあったはずである。政府が日中両軍衝突の報に接した直後、事態不拡大の方針を決定したのは、基本的外交路線としてだけではなく、この点からいっても極めて当然の措置であった。しかも満州事変が勃発した9月18日は、くしくもイギリス政府が事実上、金本位制度の停止を決定した日であった（ただし実施は週末明けの9月21日から）。

満州事変の勃発に続く、イギリスの金本位制度の停止によって、経済界は混乱した。井上蔵相は、第1次世界大戦後わが国とイギリスとの金融関係は薄れているので「アメリカを経て来る間接の影響は免れまいが直接我国経済界への影響はないことと思ふ」と語り、経済界のショックを和らげようとしたが、21日の株式市場は総投売りの状況となり、ついに立会いを中止するに至った。株式市場は翌22日も休会、23日には再開されたものの、再び売物が殺到して立会いの続行が困難となり、このため取引所は帳簿整理を理由に、同日後場ならびに祭日（24日、秋季皇靈祭）明けの25・26両日の市場を閉鎖した。⁽⁵⁾ 商品市況に及ぼした影響もまた大きく、とくに織維品の相場低落は著しかった。これを9月中の相場の動きとしてみると、綿糸は16%、人絹糸は18%の暴落となった。織物についても価格の低落、売上高の大額減少がみられたほか、先行きに対する不安も加わって、関東機業地では操業短縮が行われた。もっとも、貿易面ではオーストラリア産羊毛の買付けのように、英ポンド相場の下落によって利益を得たものもあったが、貿易全体としてみると、英ポンド決済を主とするヨーロッパ・アフリカ・中近東・イギリス領植民地向けの輸出商談は停滞し、しかも英ポンドの下落によるイギリスの輸出競争力強化が懸念されるようになった。⁽⁶⁾

金輸出再禁止への思惑と為替統制売り

満州事変の勃発、イギリスの金本位制停止によって外国為替市場の様相は一変した。わが国の金本位制停止は必至という見方が内外にひろまり、これに伴って資本の海外流出の動きが強まり、横浜正金銀行にはドル為替の買い注文が殺到したのである。これに対し同行は本行と協議のうえ、為替市場安定のため、引き続き無制限に売り応じることにした。この点について当時三井銀行外国課長代理であった大矢知昇は、後年「私は英國が再禁止したというニュースを受け取った途端に、正金はきっと為替の売止めをするだろうと思った」と語っているが、本行としては横浜正金銀行の為替統制売りはすでに1年以上も続けられており、ここでこれをやめることは金本位制維持に対する疑惑を生み、結局金本位制度の放棄に追い込まれると考えた。⁽⁸⁾⁽⁹⁾

もちろん政府も本行も、以上のような事態の急変にいかに対処すべきかについて悩んだに違いない。当時本行副総裁であった深井英五が後年述べているように、後から考えれば、イギリスの金本位制離脱は、いわば「世界的潮流の転換」であり、わが国としてもここで金本位制停止に踏み切るのが賢明な策であったといえるであろう。⁽¹⁰⁾もっとも、イギリスの今次の措置が、世界の通貨制度が金本位制度から管理通貨制度へ決定的に移行する象徴的な事件であるとの明確な認識は、当時、内外ともにあまり見受けられなかつたので、このような観点からのみ政策当局の判断を批判するのは酷であろう。

しかし、わが国政府が金解禁を決断した際、やや漠然とした形ではあるが、その後における政策運営の前提条件として一応展望した海外の経済・金融の動向と現実の推移とは、すでに大きな食い違いを示すに至っていたため、これに伴い国内の経済・金融・社会・政治の各面で当初の予想以上の摩擦を生ずることになり、金解禁下の政策運営はいろいろな困難にほう着しつつあった。このような状況のなかで生じたイギリスの金本位制離脱が、わが国をめぐる海外環境を一段と厳しくさせるであろうことは明らかであり、とくに金解禁実施以降これまでの間に政策当局をしばしば悩ませてきた資本の対外流出の動きが、この事件によって大きな刺激を受けることは不可避の情勢にあった。これまでの資本流出によりわが国

はすでにかなりの正貨準備を失っていたから、今後さらに資本流出が生ずるならば、正貨準備の面から金本位制度の維持が不可能になるおそれが多くあった。たしかにこれまでの金解禁下において、当初期待された企業の合理化・財界整理など経済立て直しの動きはいろいろな面で進行し、将来の発展のための礎石も築かれつつあったが、1年半以上にわたる世界不況の予想外の深化は、このような金解禁政策の円滑な運営を根底から揺るがすような局面を招くに至っており、経済政策の観点からみる限り、政策当局としてはイギリスの金本位制離脱に伴い、わが国も政策を転換すべき時機に際会したと判断すべきであったと考えられる。

しかし政府はすぐにそこまでは決断できなかった。しかも金解禁は単なる経済問題ではなく、一種の政治問題であったから、再禁止に踏み切るか否かの判断については、こうした要素も考慮しなければならなかった。結局とりあえず横浜正金銀行の為替統制売りを続行させるとともに本行は金融引締めの方針をとり、事態の鎮静化に努めることになった。さらに9月25日、井上蔵相は金輸出再禁止の意思のないことを声明し、本行もロンドン、ニューヨーク両代理店監督役に対し、わが国が金輸出再禁止を行うことはない旨を打電し、国際決済銀行、その他関係方面へ連絡するよう指示した。もっとも、これは政府や本行が積極的に行つたというよりは、ロンドン代理店監督役が国際決済銀行から照会があったことを伝えてきたという事情があつたための措置であった。⁽¹²⁾

以上のようにわが国はイギリスの金本位制停止後も引き続き金本位制度を堅持することになったが、この間本行がこの問題につき独自にどのように考え、政府との間でどのような論議があったかを明確に示す記録は残されていない。しかし残存する部分的な資料から推測すると、当時本行は金輸出再禁止に踏み切るべきではないと考えていたようである。⁽¹³⁾すなわち、昭和6年に入ってからの貿易収支赤字幅は従来よりかなり縮小していたので、貿易外の受取超過を加えると、経常収支はほぼ均衡状態にあり、わが国から金流出が生ずるか否かは資本収支の動向にかかっていた。ところが、今後引き揚げられるおそれのある海外からわが国への既往の流入外資は比較的少額にすぎないので、新たに国内から海外への資本流出が生じない限り、今後金本位制度の維持を困難にするような規模の金流出は起

こらないであろうというのが、その判断であった。そして他方、金輸出再禁止により為替相場を切り下げ、輸出の振興を通じて景気の回復を図ろうとしても、その過程において各面で多くの混乱や摩擦を生じ、必ずしも所期の成果をあげえないと考えていたようである。

もっとも、どうすれば今後資本の流出を抑えることができると考えたのか、すなわち前年来の経験に照らし当局の側からみれば期待を裏切られた感のある金融界のモラル・サポートに引き続き依存しようとするのか、あるいは金融引締めによって有効に対処できると判断したのか、また後者の場合国内不況との関係をどう考えていたのか、さらには経済の前途につきどのような展望を有していたのか、など重要な諸点については明らかでない。

ところでイギリスの金本位制停止以後における、いわゆる「ドル買い」はまことに激しいものであった。これに対し横浜正金銀行は $100\text{ 円} = 49\text{ ドル } \frac{3}{8}$ の建値で売り応じた。その結果、同行の統制売りの額は、9月21日～30日間で1億2212万ドル（邦貨換算約2億4700万円）という巨額に達した（表4-1）。この点について、当時の本行資料は「弗資金を買ふ者の中には倫敦に資金が固定したから已む

表4-1 横浜正金銀行の為替統制売り（昭和6年9月～10月分）

(単位：千ドル)

月 日	金 額	月 日	金 額	月 日	金 額
9月1日	260	(9月21日～30日計)	(122,120)	10月16日	947
5日	200			19日	788
10日	850	10月1日	7,026	20日	1,275
11日	100	2日	4,260	21日	679
14日	313	3日	5,301	22日	1,592
16日	50	5日	3,050	23日	815
19日	1,720	6日	3,355	24日	547
		7日	1,235	26日	135
21日	38,743	8日	2,960	27日	275
22日	28,703	9日	2,827	28日	211
23日	3,750	10日	3,718	29日	400
25日	13,735	12日	1,800	30日	46
26日	20,347	13日	2,600	31日	60
28日	7,560	14日	1,655	(10月計)	(48,956)
29日	6,962	15日	1,399		
30日	2,320				

(出所) 日本銀行保有資料。

を得ず日本から米国に直送せねばならぬ羽目に立到つたと弁解がましく言ふて居るけれども、必ずしも右の如き事情より生じたるもの計りでなく、当面の必要以外に思惑的な買進みが含まれて居る部分も相当あると思はれる。夫れは即ち正金の売為替は期近物よりも先物の方が遙かに多額であることから推しても想察し得られるのであるが⁽¹⁴⁾と記している。事実、為替統制売りの計数をみると、7月～8月の統制売り5568万ドルのうち、当月渡しは2596万ドルと47%を占めていたのに対し、9月の売却1億2561万ドルのうち当月渡しは864万ドル、つまりわずか7%にすぎなかった。⁽¹⁵⁾当時のような状況のもとでは、為替投機が生じるのは、きわめて当然の成行きであった。横浜正金銀行は海外における借入れが困難となり、しかもこれまでの為替統制売りの決済が必要であったので、10月早々から正貨現送を行うことになり、同月3日にその第1回分として1500万円の現送を行った。⁽¹⁶⁾

一方、本行は、この正貨現送の2日前の10月1日に開かれた大蔵省津島寿一海外駐箚財務官帰任送別会の席上、土方総裁から、參集していた主要銀行首脳に対し、正貨現送が必要になってきた事情を説明するとともに、正貨現送が統制金融は逼迫せざるをえないでの、今後市中金融を過度に逼迫させることのないよう適切に対処すべきであると自重を求めた。⁽¹⁷⁾次いで10月5日、本行は公定歩合の日歩2厘引上げ（商業手形割引歩合1錢4厘→1錢6厘）を決定し、6日から実施した。⁽¹⁸⁾この公定歩合引上げ発表に当たっては公式の説明文はなかったが、その際土方総裁が新聞記者に語ったところによれば、この引上げは、ドル買いのための円資金調達を阻止することを目的とするものであり、「金本位維持に忠実なる態度を取るものであることを明らかにし」たものであった。⁽¹⁹⁾なお公定歩合の引上げを通知する総裁から各支店長あての電文では、今後正貨現送は多額に上ることが予想され、またこれに伴って金融は引き締まるものと見込まれるので、引上げを決定したと記されており、⁽²⁰⁾10月中旬に開かれた本支店事務協議会でも、今後の金融引締まりにあらかじめ備えることと、資金の対外流出を抑えることが引上げの目的である旨総裁は述べている。⁽²¹⁾また同月10日には井上蔵相が財界代表者と懇談し、事態の收拾について協力を要請した。⁽²²⁾

当時の情勢をみると10月に入ってからも横浜正金銀行は連日、数百万ドルの規

模で為替統制売りを実施しなければならない状況が続いていた。この結果横浜正金銀行の外貨資金不足見込み額は著しく膨張した。すなわち当時同行は10月中に7500万円の金現送を予定していたものの、年末までの同行の外貨資金不足は2億5840万円に上ると見込まれるに至った。このような情勢から10月14日、井上藏相、土方・深井本行正副総裁、児玉横浜正金銀行頭取が対策を協議した結果、上記の外貨資金不足の補充および今後の為替統制売りについて、次のような方針を決定した（表4-2）。

- イ、政府所有米貨公社債を担保として借り入れを行う（5500万円）。
- ロ、11月26日までの日本郵船、大阪商船による便船を全部利用して正貨現送を増やす（当初予定していた7500万円のほか1億3500万円の現送可能）。
- ハ、以上によってもなお不足が見込まれる約6800万円については、従来の慣行を改めて外国船を利用して現送するか、または金を引当てとして連邦準備銀行から融資を受けることにする。
- ニ、従来の無制限な統制売りは失敗したので、今後の統制売りには若干の制限を加える。

表4-2 横浜正金銀行の外貨資金不足状況と資金手当計画

（単位：千円）

調査時点	昭和6年末までの外貨資金不足見込み(A)	うち 統制売り決済所要額	正貨現送計画(B)	差引不足見込み(A-B)	不足額に対する資金手当計画
6. 10. 10	333,396	317,679	75,000	258,396	(1) 政府所有米貨公社債担保借入れ 55,000 (2) 11月26日まで現送可能額 135,000 (3) 外国船による現送か金担保による準備銀行からの借入れ 68,396
10. 15	349,794	327,587	210,000	139,794	(上記(1)によるもの 46,000 (上記(3)によるもの 93,794
10. 31	238,120	217,349	90,000	148,120	
11. 15	218,960	247,427	127,500	91,460	
12. 1	160,000	157,646	103,000	57,000	上記(1)および(3)による。

（出所）日本銀行「金解禁後に於ける本行の諸施策——内外正貨の処理を中心として——」（前掲『日本金融史資料』昭和編第20巻、昭和43年、所収）167ページ。

このようにして10月14日以降、横浜正金銀行の為替統制売りの方針は変更され、同行は銀行に対し貿易関係以外のドル売りを拒絶することになった。したがって10月央以降の統制売りの額はかなり少額になり、さらに11月4日以降は、輸入為替の取組みに対してもそれが実需であることを確認しない限りこれに応じないことにし、ドル売りは事実上停止された。もっともこの結果、ロンドンでは、⁽²⁴⁾わが国が事実上、金本位制放棄状態になったと報道されている。

横浜正金銀行の正貨現送は、前述の10月3日の分を含め、10月中に9回（1回、各1500万円余）行われ、その額は1億3500万円に上った。これは当初予定の2倍近い額であり、金解禁実施以来、例のない規模であった。これに伴う同行の円資金調達については、その一部は月中に決済される売為替の手取り金によつたが、同行の売為替の受渡期は11月、12月にかなり集中していた（表4-3）から、同

表4-3 横浜正金銀行為替統制売りの引渡し月別金額
(単位:千ドル)

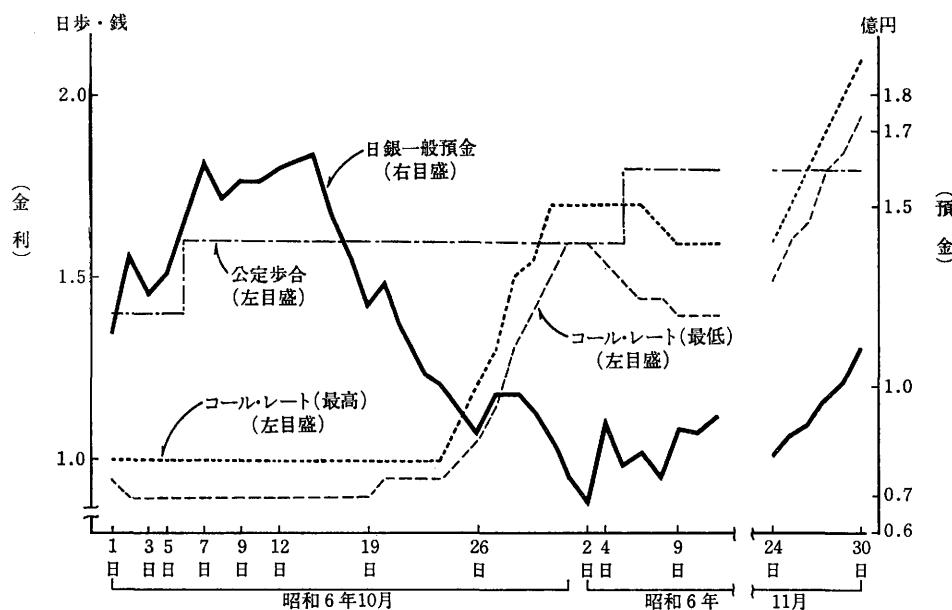
売却月	引渡し月(昭和6年)			
	9月	10月	11月	12月
昭和6年3月	580	200		
4月	275	1,525		
5月				
6月	615	400	300	
7月	6,250	1,850	1,075	1,675
8月	2,920	2,295	2,610	2,860
9月	8,644	19,019	34,069	63,880
10月		12,453	9,832	17,521
11月			△ 3,095	△ 7,179
12月				△ 380
合計	19,284	37,742	47,886	85,936
			△ 3,095	△ 7,559

(注) △は受渡しの延期、解約または買い戻しを示す。

(出所) 日本銀行保有資料。

行はまずコール・ローンを引き揚げ、次にコール・マネーを取り入れ、なお資金不足が生じる場合には、本行からの借入れに依存することにした。前述の10月6日の公定歩合引上げの際には、金融市場はむしろ緩んでいたから、公定歩合引上げ後も市中金利はしばらく上昇しなかつたが、以上のような横浜正金銀行の市場資金取り入れによって、10月下旬に入ると短期金融市場は急速にタイトになり、⁽²⁵⁾コール・レートは急上昇を示した（図4-4）。このような金融逼迫現象のなかで、10月末までに横浜正金銀行との間で買予約をしたドル為替の決済額は月を追って大きくなっていたから、ドル買い筋の円資金調達がしだいに困難になったのは当然であった。11月ごろの情勢では、ドル買い筋のなかには、満州方面で円

図4-4 日本銀行一般預金とコール・レート



(注)1. コール・レートは東京・無条件物、公定歩合は商業手形割引歩合。
 2. 10月は5日・12日・19日・26日が月曜日。11月は2日・9日・30日が月曜日、24日は火曜日。

(出所) 日本銀行保有資料。

資金調達に努めるとか、上海、ニューヨーク等、海外市場でドル売り円買いをする動きもあったと伝えられている。このため為替相場も漸次強調に転じ、10月末に49ドルを割っていた円相場は、11月に入って49ドル台を回復するようになつた。⁽²⁶⁾

このような情勢のなかで、本行は11月2日から外貨公債（四分利付仏貨公債を除く）を抵当品、保証品とする扱いを停止するとともに、同月4日には公定歩合をさらに日歩2厘引き上げることを決定し（商業手形割引歩合日歩1錢6厘→1錢8厘）、5日から実施した。この公定歩合引上げに当たっても本行は公式説明文⁽²⁷⁾を用意しなかったが、各地支店長には次のような趣旨説明を打電している。

正金銀行の正貨現送及び前回本行利上の影響は先月末に至て著しく現はれ、コール取引窮屈となりしのみならず、市中割引歩合昂騰し本行最低歩合を上廻はるものあり。本行の貸出相当額に上り越月後尚金融引締の状態にあり。此の趨勢は現送に關聯せる事情の変化なき限り今後も大体持続すべきを以て、今回更に利上を為したる次第な

り、含迄。 総裁

これらの措置はドル買い筋の円資金調達を一層困難にしたものであるが、さらに進んで先物予約の解け合いが出ることを期待したものであろう。深井英五も後年、その著書『回顧七十年』のなかで「年末迄には統制為替の買戻しが相当に出来る見込があつて、之に望を掛けた向もあるが」と暗にこの点を認めている。⁽²⁸⁾ しかしこの公定歩合引上げは必ずしも金本位制維持にとってプラスとしてのみ働いたわけでもない。というのはこの公定歩合引上げが一部に金輸出再禁止近しの観測を生んだからである。このことは公定歩合引上げ直後の株式相場や商品相場のなかにかえって上伸したものが少なくなかったことに現われている。⁽²⁹⁾

もっとも当時のドル買いをめぐる攻防が極めてデリケートな段階にあったことも否定できない。11月に入ってドル買い筋の円資金調達はかなり難しくなっていたし、円相場も強調を呈していた。これまで容易に進行しなかった横浜正金銀行と市中銀行との間の既契約為替約定の解け合いもごく一部ながらみられるようになっていた。この間、横浜正金銀行の正貨現送は引き続き行われており、その額は10月中約1億3500万円、11月中約1億4700万円、さらに12月に入って5日までに約2300万円、合計約3億500万円に達していた（前掲表3-8）。このような情勢から、為替相場は一段と強調となり、12月5日のニューヨーク市場の相場は49ドル67と、昭和6年中の最高値を示した。⁽³⁰⁾ 反面本行の正貨準備は激減し、11月末には5億4272万円と金解禁実施前日の昭和5年1月10日（10億7333万円）に比し、ほとんど半減に近い状況になった。こうした状況のもと本行は、横浜正金銀行の正貨現送を12月5日をもって一時中止させ、しばらく情勢の推移をみることにした。⁽³¹⁾ 当時、市中金融のいっそうの逼迫、市場金利の急上昇を背景に、年末を控えて事業金融に不安が感じられた反面、ドル買い筋の手元は一段と窮迫した。横浜正金銀行は12月に入ると、一部の外国銀行からの解け合い申込みに対しても、一括解け合いおよび解け合い相場の市場相場によることを主張し（当時の市場相場は横浜正金銀行による既往の先物売契約相場より円高になっていた）、さらに同月10日には受渡し未了のドル為替は、15日までに解け合いの申込みのないものについては、それ以後は絶対に解け合いに応じない旨を発表し、解け合いを

強要するに至った。横浜正金銀行の売却為替は大部分が年内物であったから、年末の接近とともに情勢は異常な緊張を示し、このまま推移すれば、ドル買い攻防戦は防戦側の成功に終わる兆しも見え始めていた。このようにドル買い攻防戦が最高潮に達したなかで、後述のように突如若槻内閣は退陣を余儀なくされ、事態は金輸出再禁止へと急転するに至った。

ドル買いの実情

ところで、イギリスの金本位制停止以降、急速に高まったドル買いの実態はどうであったか。横浜正金銀行による為替統制売りの規模はイギリスの金本位制停止前には1日ほぼ数十万ドル程度であったものが、21日以降は少ないときでも数百万ドル、多いときには数千万ドルに達した（前掲表4-1）が、そこには、いずれ必要となるドル資金を早めに手当てしておこうという意味のものも含めて、思惑的なドル買いがあったことはいうまでもない。当時の状況については『横浜正金銀行全史』も「内外市場においてこの相場〔引用者注：49ドル $\frac{3}{8}$ の統制売り相場〕を利用するものは殖える一方で、殊に上海市場におけるその勢いが最も旺盛であった。これに対し、内外銀行は、顧客のたれかれと実需の有無に係わりなく、ひたすらドル売に邁進し、その買埋めに自己勘定の思惑分を加えて正金にカヴァーを求めた」と述べている。⁽³²⁾

前述のように、政府や本行がドル買いの自粛を求めたことや国内金融が引締まりをみせたことなどから、10月に入って統制売りの金額は漸減傾向を示したもの、9月21日以降統制売りが事実上停止される11月4日まで1か月半の間に、横浜正金銀行が売却した米貨は1億7108万ドル（邦貨換算約3億4200万円）に達した。これは昭和5年7月31日、横浜正金銀行が為替統制売りを開始して以来、翌6年9月のイギリスの金本位制停止まで約1年2か月の間に、同行が売却した米ドルの合計額にほぼ匹敵するものであった。⁽³³⁾

さらにこの統制売り（9月21日～11月3日）の売却先内訳をみると、売却額100万ドルを超えたのは18の銀行・会社で、そのなかで最大の売却先はニューヨーク・ナショナル・シティー銀行であった（表4-4）。同行のドル買い予約はそ

の額がすこぶる大きいというだけでなく、そのなかには明らかに投機と認められるものが含まれているということから、その扱いをめぐって同行と横浜正金銀行の間にトラブルが生じるということもあった⁽³⁴⁾。全般的な横浜正金銀行の統制売りの態度も、10月中旬から制限的となったことは前述のとおりである。

わが国の銀行のなかでは三井銀行の買入れが最も多く、その額は2135万ドルに達した。三井銀行がなぜ、このように多額のドルを買ったのか

表 4-4 横浜正金銀行為替統制売り主要売却先
(昭和6年9月21日～11月3日)

	売却額(ドル)	邦貨換算(千円)
ニューヨーク・ナショナル・シティ銀行	37,005,000	74,010
三井銀行	21,350,000	42,700
三井物産会社	14,227,700	28,455
住友銀行	12,350,000	24,700
三菱銀行	8,700,000	17,400
朝鮮銀行	6,140,000	12,280
香港上海銀行	4,800,000	9,600
東洋棉花会社	4,443,750	8,888
野村証券会社	3,670,000	7,340
三井信託会社	3,500,000	7,000
チャータード銀行	3,100,000	6,200
川崎第一銀行	2,900,000	5,800
蘭印商業銀行	2,490,000	4,980
日瑞貿易会社	2,358,000	4,716
東京電気会社	2,000,000	4,000
台湾銀行	1,800,000	3,600
Netherlands Trading Society	1,790,000	3,580
大同電力会社	1,470,000	2,940

(出所) 日本銀行保有資料。

という点について、当時同行常務であった池田成彬が後年説明したところ、および『三井銀行八十年史』の叙述を総合すると、その間の事情は次のようなものであった⁽³⁵⁾。すなわち当時、同行はアメリカ向け輸出手形買取りで入手したドル資金をポンドに換えて、これをイギリス大蔵省証券等に運用するが多く、そのためイギリスの金本位制停止直前の9月19日現在で578万ポンドの買持ちと、これを引当てとするドルの先物売約定1633万ドルがあった。そこで同行は、イギリスが金本位制度を停止した9月21日、ドルの先物売約定を決済するため、横浜正金銀行から1600万ドルを買い入れ、さらに23・25両日、電力外債利払い等のため535万ドルを買い足した。こうして三井銀行は21・23・25の3日間で2135万ドルという大量のドルを買予約したということである。ただし、このドル買予約を受渡期別にみると、9月渡しはわずか80万ドル、10月渡しも150万ドルにすぎず、その後の11月渡しが580万ドル、12月渡しが実に1325万ドルの多額に上っており、こ

のような期日構成の先物の買予約の過半がイギリスの金本位制停止当日に行われ、残余の予約もその直後に行われたという事実は見逃せないであろう。また統制売りの主要売却先のなかには、同行のほか三井物産株式会社、東洋棉花株式会社、三井信託株式会社といった三井系企業が含まれており、いま振りにこれら4社を合計すると4352万ドルに達し、この期間中の横浜正金銀行による統制売り総額の25%を占めることになる。イギリスの金本位制停止を契機に急速に高まったドル買いのなかで、三井系の動きが目立ったのは当然であり、ここに財閥のドル買いとして世間の非難を浴びる背景があったのであろう。

横浜正金銀行に対する特別融通

金解禁中本行は横浜正金銀行に対し、次のような特別融通を実施した。

前述のように、金解禁後における横浜正金銀行の外貨不足に対処するため、政府および本行はその保有する金・外貨を払い下げるという措置を採ったが、本行は同行が金・外貨を買い入れるための円資金を融通する必要を認め、昭和5年6月25日、同行に対し国債を担保として外貨買入れ資金1400万円の特別融通を行うことにした。この場合の金利は国債担保割引貸付利子歩合の日歩1錢6厘が適用された。⁽³⁶⁾

次に昭和6年10月、前述のように横浜正金銀行は多額の為替統制売り決済のため正貨現送を行うことが必要となったが、金融逼迫のため正貨買入れに要する円資金を市中で調達することは極めて困難であったので、本行は同月28日、同行に対し統制売り為替の残高（10月末1億4297万ドル）の範囲内で国債を担保とする特別融通を実施することにした。なおこの金利については、外国為替貸付金のうち商業手形割引歩合と同一のレートが適用されている部分と合わせて、8500万円までは国債担保割引貸付利子歩合より日歩1厘安の日歩1錢6厘（商業手形割引歩合）⁽³⁷⁾を適用することにした。

横浜正金銀行の円資金繰りは、前述の為替統制売り決済のための現送資金のほか、安田銀行、日本興業銀行に対する多額の貸出によってその後も引き続き窮屈であった。この安田・日本興業両行に対する貸出がどのような事情によって生じ

たものか明らかでないが、横浜正金銀行頭取から本行総裁あての融通願書によれば、両行への貸出はいずれも国債担保で、その金額は安田銀行へ6000万円以上、日本興業銀行へ1000万円で、本行の了解の下に実行されたものであった。このような事情から本行は11月27日、改めて同行に対し成規融通のほか、前記安田・日本興業両行に対する貸出金の担保国債を再担保とし、なお資金不足が生じる場合には、受渡期の近い為替統制売り契約を引当てとして特別融通（ただし9月以降正貨現送高から統制売り受渡済み高を差引いた額——11月27日現在で1億3900万円——を限度とする）を実行することにした。この場合の適用金利は商業手形割引歩合の日歩1錢8厘であった。この特別融通のうち為替統制売り契約を引当てる分については、金輸出再禁止後の昭和7年3月10日をもって廃止され⁽³⁸⁾が、国債担保による特別融通はその後も続けられた。

金輸出再禁止論の高まりと若槻内閣の退陣

昭和6年9月以降の緊迫した事態を前にして、本行や政府は金解禁の前途について、どのような思いをめぐらしたであろうか。本行内の考え方については前述したが、深井英五『回顧七十年』がこの点について述べているところを要約すれば以下のとおりである。⁽³⁹⁾

イギリスの金本位制停止は「世界的潮流の転換であるから」わが国もそこで再禁止した方がよかつたというのは「回顧的判断として」は全く「議論の余地がない」。しかし当時わが国は、多くの国が「英國に保有する在外資金を基礎として金本位制を維持」していたのと異なり、「国内保有の正貨を基礎として」おり、その額はまだ豊富であったし、国際収支も改善していたから「純粹の通貨政策上の問題としては必ずしも金本位制の維持を不可能」とはいえなかった。ただ当時の状況で金本位制度を維持するためには金融引締め政策が必要であった。しかし当時の不景気の下でそれができるかどうかは政治的判断によらざるをえないが、「金解禁を重要政綱として起つた所の内閣が軽々に之を抛棄し得ないことも亦諒としなければならぬ」。そこで本行は引締め政策を採ったが、「政府が不景気を懸念するので」なかなか引締めを徹底させることはできなかった。そのため急激な

対外資金流出が生じ、正貨準備の点からいっても金解禁を再検討せざるをえなくなった。10月4日、井上蔵相の希望により会談した際、「其の頃大勢一覧の為めに作成して居た計表を携へ、之を井上氏に示して考慮を促がした。二人対座約二時間、雑談と沈黙との方が長く、其の間互に含蓄を以て意見を交換した。私の意のある所が果して通じたるや否やを知らない」。

他方、かねてから金輸出再禁止・新平価による出直しを主張していたジャーナリストが、こうした新しい事態の展開をみて、念願の主張が実現されるチャンス到来⁽⁴⁰⁾と考えたのは当然であった。しかしそうした期待は、金解禁を維持しようという政府の強い姿勢によって裏切られた。当時、大蔵省理財局国庫課長であった青木一男の回顧談によれば、彼は満州事変の勃発、イギリスの金本位制停止という情勢の急変によって、もはや金解禁を維持することは不可能と判断し、その旨を井上蔵相に進言したという。ところが井上蔵相は非常に不機嫌で「信念を持つておると思った君まで、そういうようなことを言うか」と叱られたと語っている。⁽⁴¹⁾

しかし国内の世論は次第に金輸出再禁止を求める方向に動いていた。11月10日、政友会議員総会は「即時金輸出再禁止を断行すべし」と決議し、また同月14日には東海五県聯合蚕糸委員会が「再禁止即行の実現を期する旨」声明した。反対に日本商工会議所常議員会は11月11日、前年秋と同様、金本位制擁護の声明を⁽⁴²⁾している。ただこれをもって当時の経済界が真に金解禁の維持を望んでいたとみてよいかどうか、かなり疑問がある。例えば前掲『回顧七十年』はこの点について「其の間政界及び財界に於て金本位制維持に反対する気勢は頗る高くなつた。政府は維持続行の決意を表明して金融界及び産業界の協力を求め、十一月六日に至り、池田成彬氏、八代則彦氏、郷誠之助男、及び稻畠勝太郎氏を代表とする有力者は政府の意を体して擁護申合を発表し」と述べているし、また当時本行大阪支店で調査を担当していた渡辺忠雄も、大阪の財界人が公式的には金本位制維持⁽⁴³⁾を言いながら裏では早く再禁止してもらいたいと言っていたと語っている。⁽⁴⁴⁾

当時、井上蔵相は金解禁維持について、どのような見通しを持っていたのか、また金解禁維持のために何をやるべきだと考えていたのであろうか。周囲が金解

禁の維持について弱気になっていくなかで、井上は強気一点張りの姿勢を示し続けた。⁽⁴⁵⁾ そこに井上の「信念」とか「自信というよりは執念にちかかった」といった表現が生まれる背景があった。しかしこのような場合、政策変更が決定されるまで、責任者が強気の態度を崩せないのは当然である。井上は表面、自信に満ちた言動を示すとともに、前述のようにドル投機筋に対して厳しい姿勢で対決しながら、内心、事態の收拾について思い悩んでいたという見方⁽⁴⁶⁾は決して不自然ではない。

以上のような政界・経済界の動きの背景に、当時の軍部の動きや外交政策路線といった問題があったことも見逃せない。金解禁政策は重要な経済問題であったが、同時にそれは対米英協調路線を貫こうとする幣原外交と密接に結びついていた。それだけに軍部や右翼からの評判は極めて悪かった。しかも金解禁に伴う不況の深刻化、緊縮財政の一環としての軍関係予算の圧縮は軍部や右翼をいっそう刺激し、前述したようなテロや非合法な行為の頻発を招く背景になっていた。こうして政府と軍部・右翼との対立が激しくなるなかで、後者の高姿勢はますます目立つようになり、ついに満州事変という重大な事態を招くことになった。満州事変は政府の不拡大方針にもかかわらずエスカレートし、一方国内では満州事変勃発の翌10月、前述の3月事件に続いて再びクーデター未遂事件が起きるという状況であった。したがって、ここで民政党、浜口・若槻内閣の看板であった金解禁政策を放棄することは、民政党・政府が軍部・右翼との抗争に敗れるということを意味していたと考えられるし、井上もそう考えていたと思われる。⁽⁴⁷⁾

もっとも当時の若槻内閣が、以上のような認識で固まっていたわけではない。こうした考え方に対する反対した中心人物は、内務大臣の安達謙蔵であった。彼はイギリスの金本位制停止直後から、わが国が金解禁を維持していくことは到底不可能と考え、その旨を若槻首相に進言していたようであるが、その後のドル買いの激化、10月のクーデター事件といった情勢のなかで、次第に政友会との連立による⁽⁴⁸⁾ 拳銃一致体制を作ることによって難局を開拓しようと考えるようになった。しかし井上蔵相はこの安達構想に強く反対した。当時、内大臣秘書官長であった木戸幸一の11月17日付の日記は、井上蔵相の考え方について次のように記している。⁽⁵⁰⁾

井上蔵相の今日の政情に対する意見は、昨今唱へらるる所謂拳国一致内閣或は政民聯立内閣は何れも軍部を掣肘し統制せむとする強力なるものには非ずして、寧ろ軍部に媚むとするものなれば、國家の前途を思ふては到底賛することを得ず、此上軍部をして國際關係を無視して其の計画を進むるが如きことあるに於ては国家は滅亡に瀕すべし、現政府は微力なりと雖も兎も角も今日あらゆる手段により軍部の活動を制御しつつある次第なり、從て軍部には誠に不評判なるも止むを得ざるところにして、此以上の強力なる内閣の実現は目下の処想像し得ざるなり、

若槻首相はこのような井上・安達両相の対立を調整することができず、前述のようにドル買い攻防戦が最終局面を迎えたなかで、若槻内閣は閣内不統一のため12月11日、ついに総辞職するに至った。

このようにして金解禁政策は混乱のうちに終止符をうつことになったが、昭和5年、6年の2年間におけるわが国の正貨保有高の推移をみると、昭和4年末の13億4322万円から6年末には5億5729万円へと、この間7億8593万円もの巨額の減少を示している。さらにこの減少額に、後述の昭和6年末における横浜正金銀行の為替統制売り未決済残高（1億5600万円）やこの2年間における本行および政府の海外保管有価証券残高の減少額（2818万円）を加えると、わが国の正貨保有高の実質的減少額は実に10億円近くにも達することになる。そのいずれの計数と対比するにせよ、この2年間における経常国際取支の赤字額合計は1億円未満にすぎないと推計されているので、上記のようなわが国保有正貨のばく大な喪失は、そのほとんどがわが国からの資本の流出によるものであったことを見落としてはなるまい。

金輸出再禁止とその事後処理

若槻内閣が総辞職した昭和6年12月11日（金曜）から、横浜正金銀行は為替の売却をやめたので、為替市場では全く取引がない状態になった。⁽⁵¹⁾一方井上蔵相は内閣総辞職前の同日早朝、本行深井副総裁、横浜正金銀行大久保利賢副頭取を招き（本行土方總裁は病気のため欠席、横浜正金銀行児玉頭取は旅行中のため午後から出席）、内閣総辞職後に予想される金輸出再禁止に備える措置について協議

した。ここで横浜正金銀行がそれまで実施した為替統制売りの経過と未決済残高について、政府の確認を得ておくことが必要であるということになった。これは同行が為替統制売りを決済するため、金輸出再禁止後において正貨現送を行う必要があると考えられたからである（前年7月末に為替統制売りが開始された際、横浜正金銀行は今後これに伴い必要となる外貨は差し当たり海外からの借入れによって調達するよう極力努めるが、最終的には必要なだけの正貨の現送を同行に対し認める旨、政府、本行および横浜正金銀行の三者間で了解されていた）。そこで横浜正金銀行は同月12日付書面をもって為替統制売り実施状況を本行に報告し、本行総裁はそれを直ちに大蔵大臣に上申し、同日付で大蔵大臣の承認を得た。この書面による統制売りに関する計数の概要は次のとおりである。⁽⁵²⁾

昭和5年7月31日～6年12月10日

までの統制売り額(1)…………… 754,415,400 円

昭和5年9月26日～6年12月5日

までの正貨現送高(2)…………… 414,881,000 円

市場で出合いのついた額(3)…………… 133,522,000 円

差引残高	$(1)-(2)-(3)$
	206,012,400 円

若槻内閣退陣の後をうけて12月13日に発足した犬養内閣は、同日付けで金の輸出を禁止した。このとき、横浜正金銀行の為替統制売り未決済残高は上記のように約2億601万円となっていた。このうち約5000万円は12月中に決済を要するものだったので、政府はこの分について、12月14日付（3000万円）、同月23日付（2000万円）の2回に分けて、本行で兌換のうえ、アメリカへ正貨を現送することを許可した。この結果、昭和6年末における本行の正貨準備高は4億6955万円になり、4年末（10億7227万円）に比べて6億272万円の減少となったが、この6年末の正貨準備高は大正6年（1917年）以来の最低記録であった。⁽⁵³⁾

以上の正貨現送後における為替統制売り未決済額1億5600万円の処理については、昭和7年に入ってからの問題として残された。ただ政府としては以後、正貨現送はできるだけ避けたいという方針であった。この点については次の昭和6年12月30日付、ニューヨーク鈴木事務官あて「大蔵大臣訓電（要旨）」によく示され

ている。⁽⁵⁵⁾

本邦金輸出禁止後横浜正金銀行の統制売関係の海外資金の需要切迫せる為め、既に五千万円の現送を許可したり。然るに同行は現在貴地に於ける借入金の返済を要求せられ、之が支払資金として更に一月早々三千万円の正貨現送した旨申出あり。政府としては日本銀行保有正貨の現状並金輸出禁止の趣旨に鑑み、今後の現送は成るべき之を避け、正金銀行統制売未決済分は別途の方法にて解決を図る様目下関係者間に協議中なり。今回正金銀行申出に係る三千万円に付ても、目下議会季節に向ひ之を実行することは徒に議会の論議を紛糾せしめ、本件全体の解決を困難ならしめ惹ては正金銀行の地位に不利なる影響を与ふる惧あり。依て此際の現送を避くる為め正金銀行の借入を継続せしむる要あり〔以下、横浜正金銀行の借入れの担保とするため、預金部保有の外貨証券を同行に条件付きで売却すること、本行代理店監督役とともに同行の借入れ交渉を援助することなどを指示している〕。

以上のような方針に基づき、横浜正金銀行は、資金の現地調達を図らなければならないことになり、同行本店からニューヨーク支店へその旨を指示した。しかし当時国際金融が極めて不安定な状況にあったなかで、わが国側の事情として①金輸出禁止による円に対する信認の低下、②円相場下落に伴う横浜正金銀行の為替差損をめぐる疑惑発生、③満州事変勃発による対日国際世論の悪化といったことが重なっていたため、横浜正金銀行の海外借入れはなかなか困難であった。このため同行ニューヨーク支店の資金繰りはかなり苦しかったようで、現地からはそうした緊迫した状況を伝える電信がしばしば送られてきていたので、その一部を紹介してみよう。

○ 昭和6年12月31日発電信の一部⁽⁵⁶⁾

二、越年早々絶対に返済必要の三百万弗は手許資金にて一時賄ひ出来得べき処、纏りたる借入金期日は一月八日なるに付、それ迄に公債の手続出来れば差支無之。

三、一月末予算不足別電の通りなる処、中旬より月末にかけ凡有手段を尽して切抜努力可致も、絶体絶命の場合尚現送不可能とせば将来に累を及ぼす虞あれども、不得止財務官証明を持ち出すの必要を生ずべきに付、此点留保致置度。

○ 昭和7年1月8日発電信の一部⁽⁵⁷⁾

当店借入金月初以来本日迄期日到来分合計一五、七〇〇、〇〇〇弗なりしに右借換方

に就ては、増担保を提供し極力交渉したるが返済の止むなきに至りたる分五、七〇〇、〇〇〇弗、借換得たる分三、五〇〇、〇〇〇弗、On demand に振替六、五〇〇、〇〇〇弗、又来週早々期日分四、三〇〇、〇〇〇弗内借換絶対不可能分二、三〇〇、〇〇〇弗、他は借換可能の見込〔以下借換えが困難な事情を述べているが、これは前述したところと重複するので、省略〕月末不足額未だ明確ならざるも、目下各手段を講じて資金充実に努力中。

財務官証明の件は最後迄持出さざる方針と承知相成度。

金輸出再禁止によって円相場は急激に下落したので、横浜正金銀行の為替差損は多額に上り、同行は苦しい立場に追い込まれた。他方本行としては正貨擁護および対外信用の維持という観点から、前述のようにできるだけ正貨現送を避けたいと考えていた。しかし同時に横浜正金銀行の為替統制売りは政府や本行の意向によって実施されたものであり、同行のみに負担を強いることはできないということから、本行は昭和7年1月9日付をもって、大蔵大臣に対し、この問題の処理に関する内申書を提出した。その趣旨は以下のとおりである。⁽⁵⁸⁾

- イ、正貨現送は、横浜正金銀行として焦眉の急を要する所要額約3900万円に限ること、
- ロ、本行および政府所有の在外資金で、横浜正金銀行に預入または貸与してあつた分（約2500万ドルおよび約200万ポンド）を統制売り相場（49ドル $\frac{3}{8}$ および2シリング0ペニス $\frac{3}{8}$ ）で横浜正金銀行に売却すること（邦貨換算額約7200万円）、⁽⁵⁹⁾
- ハ、昭和7年初における統制売り未決済額1億5600万円から上記イ、ロ、を差し引いた未決済額（約4400万円）については、本行が市中から為替を買い取り（相場は35ドル以上）、これを横浜正金銀行に対し統制売り相場で売却すること、
- ニ、以上によって横浜正金銀行の損失はおおむね補填可能となる。なお前述ロ、の在外資金売却による政府の損失は約1600万円、同じく本行の損失は約400万円となる。

以上の本行案については、一部、政府に異論もあったようで、結局正貨現送、本行の在外資金売却、本行による為替買い埋めについては本行案のとおりとし、

残余の未決済分約6000万円については政府と横浜正金銀行との間で適宜処理することになった。このうち正貨現送については次のように許可が与えられている。⁽⁶⁰⁾

昭和7年1月22日付	1000万円
1月25日付	1000万円
1月26日付	1900万円

また本行保有在外資金の横浜正金銀行への売却は2月に入って実行され、さらに本行が市中から為替を買い入れ、これを横浜正金銀行に売却する件についても、2月2日付をもってこれを同行に委嘱することにしたが、この処理は2月10日をもって終了した（ただし外貨の最終受渡しは3月23日）⁽⁶¹⁾。

他方政府と横浜正金銀行との間で処理する問題として残された上記約6000万円についての差損は、当時横浜正金銀行にあった旧ロシア政府通知預金5850万円に対し、同行が消滅時効を適用することによって処理することにし、政府がこれを承認した。⁽⁶²⁾ この旧ロシア政府通知預金（年利2%）は大正5年9月、旧ロシア政府がわが国で発行した大蔵省証券（7000万円）の手取金であったが、翌6年3月のロシア革命によって、その正当権利者が不明となったものであった。一方政府はこれに関連して横浜正金銀行に二分利付借入金約7000万円を有していた。これはロシア革命前、旧ロシア政府に軍需品を輸出した業者を救済する措置に関連したものであった。すなわちこれら輸出業者は、その代金を旧ロシア政府発行の大蔵省証券または支払証明書で受け取ったもののその現金化の道を閉ざされていたので、政府は大正7年度および同9年度において、前記横浜正金銀行の旧ロシア政府預金の範囲内で輸出業者の対旧ロシア政府債権を買い取り、その代わり金として二分利付臨時国庫証券を交付し、さらに横浜正金銀行に輸出業者の請求に応じてこの証券を買い取らせた。こうして二分利付臨時国庫証券は横浜正金銀行によって保有されるようになったが、その期限到来の昭和2年6月1日、この証券は前記の二分利付政府借入金に借り換えられた。

対旧ロシア政府債権をめぐる経過は、以上のように複雑なものであったが、政府は前述のように横浜正金銀行の為替差損の処理に関連して、旧ロシア政府預金に時効を適用することを認めると同時に、前記二分利付借入金7000万円余を五分

利公債（期限55年、額面2619万円）に借り換えた。後にこの措置が問題となった際ににおける政府の説明によれば、この措置により横浜正金銀行は預金消滅時効の利得と政府債借換えの損失とを比較して若干利益になるということであった。ただ金輸出再禁止に伴う横浜正金銀行の為替差損処理と同行の旧ロシア政府預金の処理、さらには同行保有の政府債借換えの問題はそれぞれ別個の問題であるから、以上のような処理はかなり異例というべきであろう。実際、会計検査院はこの処理を問題とし、またその決算検査報告書が昭和9年春の議会に提出されると、衆議院・貴族院の決算委員会でも大きな問題になった。しかし結局、衆議院は将来対ロシア債権の処理について国庫の利益を保持するよう最善を尽くせという内容の警告を付して政府の措置を承認し、貴族院もまた「将来の注意を促す」⁽⁶³⁾という簡単な決議を付して、この一件に決着をつけた。

金輸出再禁止前における横浜正金銀行の為替統制売りの処理については、再禁止後多くの問題を残したが、その処理も以上で終結した。他方、横浜正金銀行の外貨繰りは前述のような本行の措置と同行の資金調達努力によって危機を切り抜け、昭和7年4月中旬には同行の為替持高は買持ちに転じた。⁽⁶⁴⁾

- (1) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第3巻、東洋経済新報社、昭和30年、38~39ページ。
- (2) もっとも事件発生の翌19日、奉天の林総領事は、幣原外相にあて現地の状況を報告した極秘電報のなかで「今次事件ハ全ク軍部ノ計画的行動ニ出テタルモノト想像セラル」と述べているから、政府もある程度は真相を察知していたと考えられる（外務省編『日本外交年表並主要文書——1840-1945——』下、日本国際連合協会、昭和30年、181ページ）。
- (3) 鹿島平和研究所編『満州事変（日本外交史18）』鹿島研究所出版会、昭和48年、97~98ページ、108~109ページ。
- (4) 昭和6年9月17日付『東京日日新聞』。
- (5) 昭和6年9月22日付『中外商業新報』。
- (6) 前掲「日本銀行調査月報」昭和6年9月、654ページ。
- (7) 同上、656~657ページ。
- (8) 池田成彬『財界回顧』世界の日本社、昭和24年、154ページ。
- (9) 日本銀行「金解禁後に於ける本行の諸施策——内外正貨の処理を中心として——」（前掲『日本金融史資料』昭和編第20巻、昭和43年、所収）164ページ。
- (10) 深井英五『回顧七十年』岩波書店、昭和16年、251~252ページ。

- (11) 同上、252～253ページ。
- (12) 前掲「金解禁後に於ける本行の諸施策——内外正貨の処理を中心として——」164ページ。
- (13) 日本銀行保有資料『本支店事務協議会書類』昭和6年。
- (14) 同上。
- (15) 日本銀行保有資料。
- (16) 前掲「金解禁後に於ける本行の諸施策——内外正貨の処理を中心として——」166ページ。
- (17) 前掲『本支店事務協議会書類』昭和6年。

なおこの10月1日の総裁発言について池田成彬は「日銀総裁より買約弗貨受渡期出来る限り繰延方懇請あり」(前掲『財界回顧』138ページ)と述べているが、これを裏付ける資料はない。この点朝日新聞経済部編『朝日経済年史』(昭和7年版)はこの日の総裁発言について「すでにした為替約定についても出来るだけ解合の方針をとつて貰ひたいとの意味と、それと同時に市中銀行が飽くまでドル買を継続し、或は既約定為替の解合に応じないならば、勢ひ金融は引締らなければならないがそれでもよいかとの警告の意味を含めたもの」(29ページ)としており、上記池田の記述と食い違っている。

- (18) 前記10月1日の会合において、すでに総裁から市中銀行に今後の金融情勢について話してあるので、公式の説明文は出さないという趣旨のメモが残されている(日本銀行保有資料『本行利子』昭和5年～16年)。
- (19) 昭和6年10月6日付『中外商業新報』。
- (20) 前掲『本行利子』(昭和5年～16年)。
- (21) 前掲『本支店事務協議会書類』昭和6年。
- (22) 前掲「金解禁後に於ける本行の諸施策——内外正貨の処理を中心として——」166ページ。
- (23) 同上、166ページ。

なおこの方針について、同じ10月14日、深井副総裁が秘書役に話したメモが残されているが、そのなかに次のような興味ある文言がある(同上、166ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた)。

一、元来統制売は正金で買手があれば幾何でも自由に売応するやり方なり。故に買手は安全に先物を幾何でも買ひ込み得べく又 $\frac{1}{8}$ 位の損を見込めば取消し又は「チエインジオーバー」も自由なり、こんなに安全に、自由に弗を買ひ得らるる方法はなし。

今日どこの国でも斯様に自由なるものからん。

一、仍て今後は正金の自由なる此統制売に対し幾分制限を加へて行く方針となれり、尤も多少世間の批難はあらんがそれは覺悟せざる可からず。

一、而して、正金の統制売制限の結果弗資金の買入が十分に出来ぬ向は現送すれば可

なるべし、即内外為替銀行をして実際入用なる資金は現送せしめて可なり。

一、九月の末「ボード」で樹てた方針は一変する外なきに至れり。

- (24) 同上、167ページ。
- (25) 前掲「日本銀行調査月報」昭和6年10月、665ページ。
- (26) 上掲「日本銀行調査月報」昭和6年11月、675ページ。
- (27) 前掲『本行利子』(昭和5年～16年)。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (28) 前掲『回顧七十年』254ページ。
- (29) 昭和6年11月6日付『中外商業新報』。
- (30) 前掲「日本銀行調査月報」昭和6年12月、686ページ。
- (31) 前掲「金解禁後に於ける本行の諸施策——内外正貨の処理を中心として——」168ページ。
- (32) 東京銀行『横浜正金銀行全史』第3巻、東京銀行、昭和56年、482ページ。
- (33) なおこのドル買いの金額について、当時の新聞は5億1000万円と報じていた(前掲『朝日経済年史』昭和7年版、44～45ページ)。
- (34) 前掲『横浜正金銀行全史』第3巻、483～485ページ。
- (35) 前掲『財界回顧』135～138ページ、146～147ページ。三井銀行八十年史編纂委員会『三井銀行八十年史』三井銀行、昭和32年、252～253ページ。
- (36) 日本銀行保有資料。
- (37) 同上。
- (38) 同上。
- (39) 前掲『回顧七十年』251～254ページ。
- (40) 前掲『財界回顧』154ページの小汀利得の発言。
- (41) 大蔵省大臣官房調査企画課編『聞書戦時財政金融史』大蔵財務協会、昭和53年、80～81ページ。
- (42) 前掲「日本銀行調査月報」昭和6年11月、681ページ。
- (43) 前掲『回顧七十年』239ページ。
- (44) 日本銀行保有資料。
- (45) 前掲『聞書戦時財政金融史』81ページ。
- (46) 長幸男『昭和恐慌』(岩波新書)岩波書店、昭和48年、132ページ。
- (47) 中村隆英『昭和恐慌と経済政策』(日経新書)日本経済新聞社、昭和53年、176ページ。
なお、このころ井上蔵相は若槻首相に対し「必要と認めれば自から進んで再禁止を提唱する、行きがかりに捉れるやうなことは決してしないから、この問題は今暫く自分にまかせてもらひたい」と語ったと伝えられている(井上準之助論叢編纂会編『清溪おち穂』同会、昭和13年、326ページ)。
- (48) 青木一男『聖山隨想』日本経済新聞社、昭和34年、233～235ページ。

- (49) 前掲『昭和恐慌と経済政策』166~167ページ、169~170ページ。
- (50) 木戸幸一『木戸幸一日記』上巻、東京大学出版会、昭和41年、114ページ。
- (51) 前掲「日本銀行調査月報」昭和6年12月、686ページ。
- (52) 前掲『回顧七十年』255ページ。
- (53) 前掲「金解禁後に於ける本行の諸施策——内外正貨の処理を中心として——」171~172ページ。

もっともここで述べたことは公式的な手続の順序であり、実際には12月11~12日の大蔵省・日本銀行・横浜正金銀行の3者協議すべてが決定されたものである(前掲『回顧七十年』255~256ページ)。なおこの統制売り額では、後に横浜正金銀行が買い戻した86万円を差し引いていない(日本銀行保有資料)。

- (54) 前掲「金解禁後に於ける本行の諸施策——内外正貨の処理を中心として——」170ページ。
- (55) 同上、170~171ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (56) 日本銀行保有資料『正貨問題』(昭和4年~7年)。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (57) 同上。
- (58) 前掲「金解禁後に於ける本行の諸施策——内外正貨の処理を中心として——」172~173ページ。
- (59) この内訳は以下のとおり(同上、173~174ページ)。

イ、本行所有在外資金のうち

横浜正金銀行への貸与 米国財務省証券 約 410万 ドル
" 預入 米貨当座預金 " 160万 "
これを49ドル $\frac{3}{8}$ の相場で売却
その邦貨額…………約1150万円

ロ、政府(預金部)所有在外資金のうち

横浜正金銀行への預入 米貨定期預金 1650万 ドル
" 米貨当座預金 約 290万 "
これを49ドル $\frac{3}{8}$ の相場で売却するか、または政府の都合で引き揚げる場合には、その相当額の兌換・現送を認める。

その邦貨額…………約3930万円

ハ、政府(預金部)所有在外資金のうち

横浜正金銀行への預入 英貨定期預金 120万 ポンド
" " (英國大蔵省証券の条件付売却代り金)
約 99万 ポンド
これを2シリング0ペンス $\frac{3}{8}$ の相場で売却

4. 世界不況の深刻化と金本位制度の崩壊

その邦貨額…………約2150万円

以上イ、ロ、ハ、の邦貨額の合計……約7230万円

(60) 同上、174～175ページ。

(61) 同上、175ページ。

(62) 前掲『聖山隨想』238～242ページ。

なお、この預金の昭和7年2月現在における元利合計は7530万円であった（前掲「金解禁後における本行の諸施策——内外正貨の処理を中心として——」177ページ）。

(63) 上掲『聖山隨想』239～247ページ。

(64) 前掲『横浜正金銀行全史』第3巻、563ページ。